

事業概要

令和7年度版

(令和6年度実績)

横須賀市児童相談所

目 次

I 横須賀市の概要	(頁)
1 横須賀市の概要	
(1) 位置	1
(2) 横須賀市の規模	1
2 児童相談所の概要	
(1) 児童相談所の設置	2
(2) 主な業務	2
(3) 基本的機能	2
(4) 児童相談所における業務系統図	3
(5) 児童相談の内容	4
(6) 援助の内容	5
(7) 横須賀市における児童虐待防止対策	6
(8) はぐくみかんへの移転と機能強化	6
(9) 社会的養護の体制整備	6
(10) 横須賀市児童相談所沿革	7
(11) はぐくみかんの概要	8
(12) 令和7年度民生局こども家庭支援センター組織図	9
(13) 横須賀市児童相談所職員体制	9
II 業務実績	
1 相談受付の状況	
資料1-1 相談受付状況	10
資料1-2 児童相談 男女別受付状況	11
資料1-3 児童相談 年齢別受付状況	12
資料1-4 児童相談 経路別受付状況	13
資料1-5 警察からの児童通告状況	13
2 対応状況	
児童福祉施設への入所状況	14
資料2-1 相談種類別対応状況	15
資料2-2 養護相談対応状況	16
資料2-3 年齢別乳児院措置理由	16
資料2-4 年齢別児童養護施設・ファミリーホーム措置理由	17
資料2-5 年齢別児童自立支援施設措置理由	17
資料2-6 施設別入・退所状況	18
資料2-7 障害児入所施設等への措置・契約状況	18
資料2-8 施設別退所理由	19

資料 2 - 9 家族支援対応状況	19
資料 2 - 10 措置分科会への諮問状況	20
3 調査・診断・指導の状況	
調査・社会診断指導、医学・心理診断指導、継続面接の状況	21
資料 3 - 1 指導調査状況	22
資料 3 - 2 心理診断実施状況	23
資料 3 - 3 措置児童の指導・診断状況	23
資料 3 - 4 措置停止・措置後指導状況	23
資料 3 - 5 継続指導・児童福祉司指導終結状況	24
資料 3 - 6 療育手帳判定実施状況	25
資料 3 - 7 判定証明等証明書発行状況	25
資料 3 - 8 認定に関するもの	25
4 一時保護の状況	
資料 4 - 1 一時保護・保護委託実績	26
資料 4 - 2 一時保護・保護委託状況	27
資料 4 - 3 相談内容別一時保護所・保護委託状況	27
資料 4 - 4 日数別一時保護状況	28
資料 4 - 5 学齢別一時保護状況	28
資料 4 - 6 年齢別一時保護状況	29
資料 4 - 7 一時保護保護解除状況	29
5 虐待相談の状況	
資料 5 - 1 虐待内容別相談状況	30
資料 5 - 2 年齢別虐待相談状況	30
資料 5 - 3 経路別虐待相談状況	30
資料 5 - 4 主たる虐待者	31
資料 5 - 5 家族構成別虐待相談状況	31
資料 5 - 6 主な虐待の背景	31
資料 5 - 7 児童福祉法及び虐待防止法等法的対応状況	32
資料 5 - 8 児童相談所開設時からの年度別虐待相談件数の推移	32
資料 5 - 9 「子育てホットライン」相談受付件数	33
6 里親制度	
資料 6 - 1 里親登録・委託児童状況	34
資料 6 - 2 里親委託・解除状況	35
資料 6 - 3 里親による緊急一時保護委託状況	35
資料 6 - 4 3日里親実施状況	35

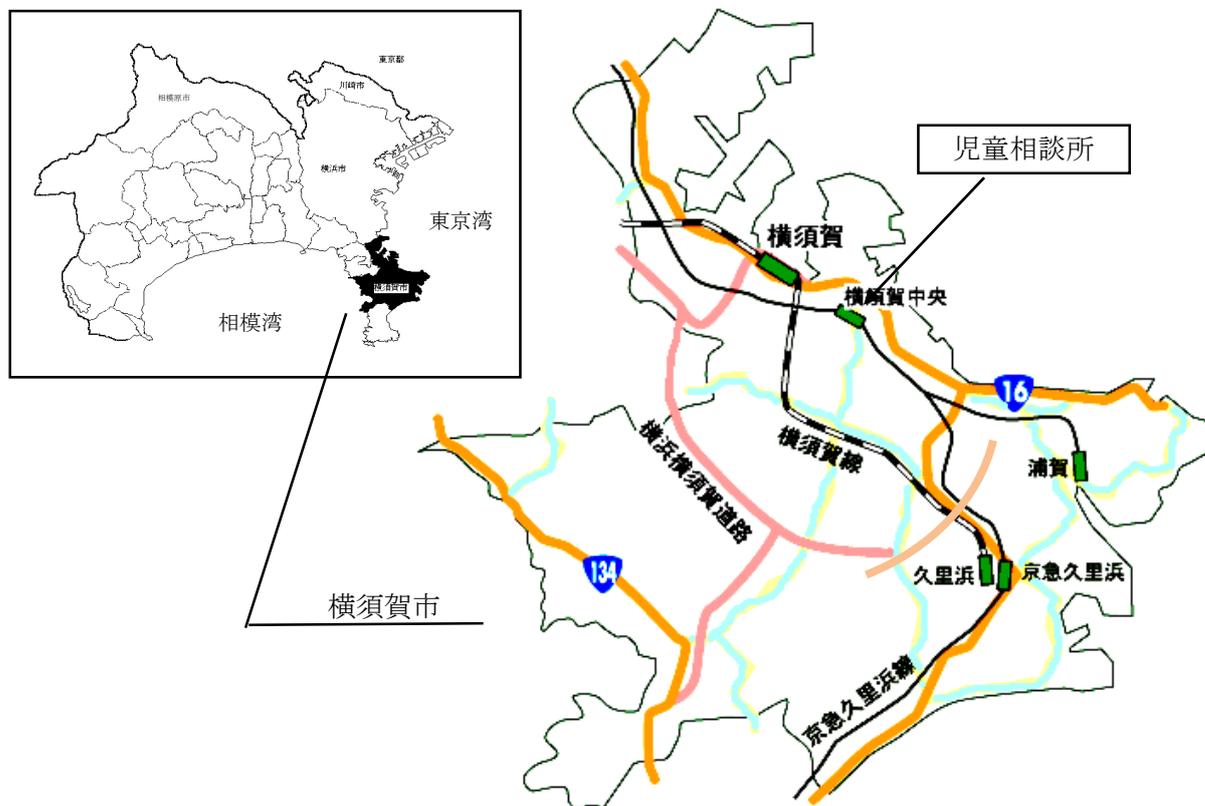
資料 6-5	里親相談活動状況	36
資料 6-6	レスパイト利用状況	36
資料 6-7	里親研修会	36
資料 6-8	里親講座の開催	36
資料 6-9	週末等家庭短期滞在事業（ボランティアファミリー）	36
7 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）		
資料 7-1	ファミリーホーム 設置・委託児童状況	37
資料 7-2	ファミリーホーム 委託・解除状況	37
資料 7-3	ファミリーホーム 緊急一時保護委託状況	37
8 特別養子縁組の推進		
資料 8-1	特別養子縁組成立状況	38
資料 8-2	妊娠 SOS カードの配布	38
9 社会的養護自立支援事業		
資料 9-1	就労等支援事業	39
資料 9-2	自立支援コーディネーターによる継続支援	39
資料 9-3	自立支援に必要な補助金交付状況	39
10 電話相談		
資料 10	電話相談件数	40
11 その他の事業		
資料 11	メンタル・フレンド派遣事業	41
資料 12	在宅重症心身障害児療育指導事業	42
資料 13	児童養護施設学習支援事業	42
資料 14	その他専門職員の対応	43
資料 15	横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議	43
資料 16	研修	44

I 横須賀市の概要

1 横須賀市の概要

(1) 位置

横須賀市は神奈川県南東、三浦半島の中央部に位置し、東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面しており、東京から50km、横浜から20kmの圏内にあります。



(2) 横須賀市の規模

(令和7年4月1日現在)

面積	100.80 km ²	世帯数	166,441 世帯※
人口	376,682 人	児童人口	46,059 人

※推計人口資料

横須賀市における18歳未満人口の推移 (各年度4月1日現在)

(単位 人)

年度 年齢	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0~5歳	17,265	16,800	16,214	15,632	15,112	14,245	13,442	12,786	11,997	11,342
6~11歳	19,602	19,303	19,016	18,532	18,087	17,747	17,408	16,745	16,240	15,644
12~14歳	11,039	10,702	10,313	10,014	9,876	9,776	9,467	9,314	9,144	8,997
15~17歳	12,013	11,980	11,721	11,523	11,251	10,887	10,613	10,453	10,381	10,076
計	59,919	58,785	57,264	55,701	54,326	52,655	50,930	49,298	47,762	46,059
総人口	412,310	409,891	406,207	402,260	398,508	394,507	389,993	385,485	381,052	376,682
児童人口比	14.53%	14.34%	14.10%	13.85%	13.63%	13.35%	13.01%	12.79%	12.53%	12.23%

*住民基本台帳登録人口による (小数点第二位以下は四捨五入)

2 児童相談所の概要

(1) 児童相談所の設置

児童相談所は、その任務・性格に鑑み、都道府県、政令指定都市に設置義務が課されている児童福祉法に基づく児童福祉の専門機関です。

こどもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境や状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。

(2) 主な業務

- ① こどもの福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること
- ② こどもに必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うこと
- ③ 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- ④ こどもの一時保護を行うこと
- ⑤ 施設入所等の措置を行うこと

(3) 基本的機能

① 相談機能

広く一般家庭その他からこどもの福祉に関するあらゆる相談を受け、必要に応じこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した児童の援助を行う機能

② 一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能

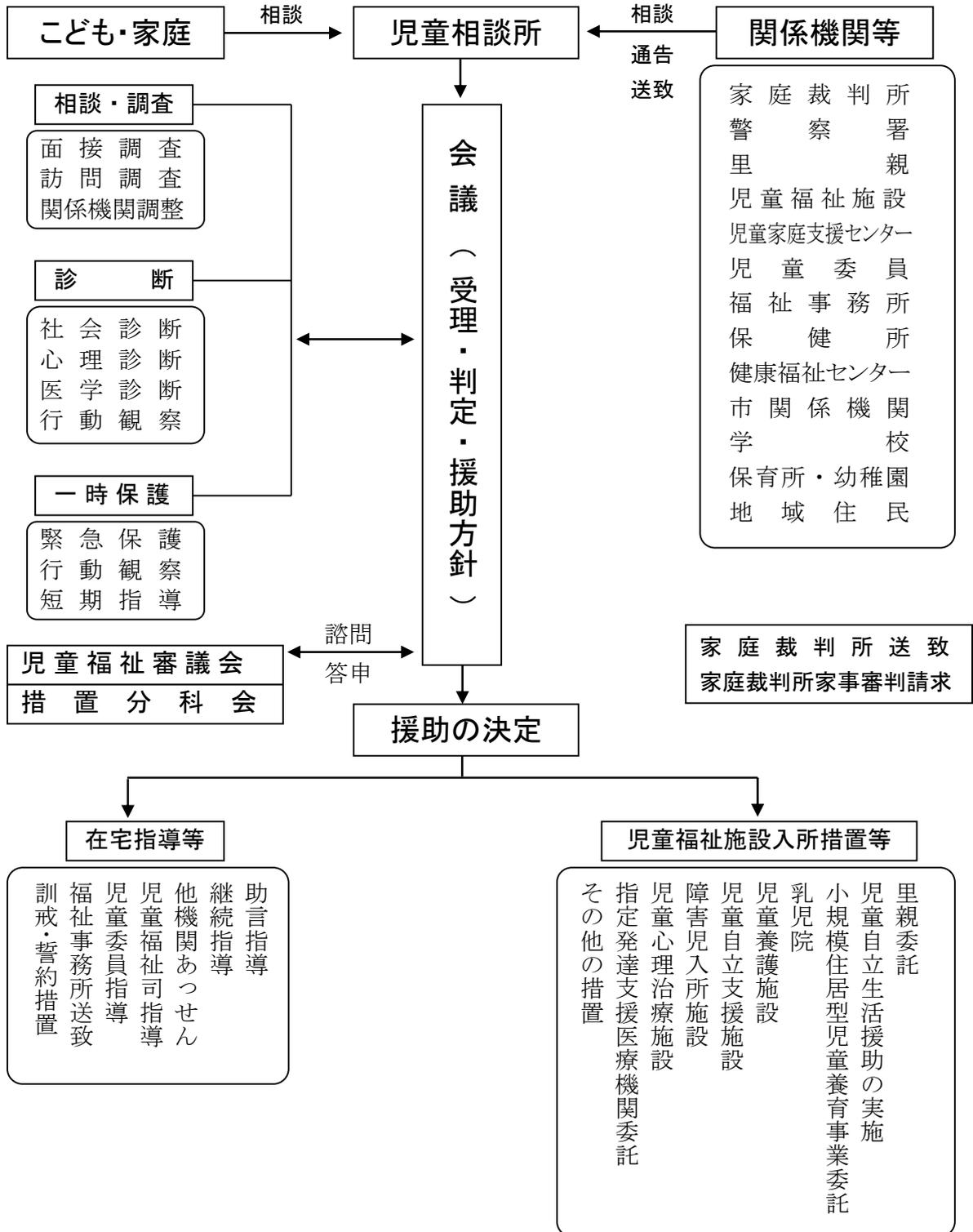
③ 措置機能

こども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、児童家庭支援センター等に指導させ、又はこどもを児童福祉施設、指定発達支援医療機関等に入所させ、又は里親に委託する等の機能

④ 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止、管理権喪失の請求及び取消しの請求や後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。

(4) 児童相談所における業務系統図



(5) 児童相談の内容

区 分		内 容
養護	養 護 相 談	保護者の家出・失踪・服役・死亡・離婚・病気・出産など養育困難なこどもの相談
		虐待・置き去り・迷子など環境的課題を有するこどもの相談
		里子に関する相談
保健	保 健 相 談	未熟児・虚弱児・内部機能障害・小児喘息・神経疾患等を有するこどもの相談
障害	肢体不自由児相談	肢体不自由児・運動発達の遅れに関するこどもの相談
	視聴覚障害相談	弱視・難聴を含む視・聴覚等視聴覚障害児に関するこどもの相談
	言語発達障害等相談	構音障害・吃音・失語等音声や言語の障害に関するこどもの相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談
非行	ぐ犯行為等相談	虚言癖・浪費癖・家出・浮浪・外泊・乱暴・性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のあるこどもや、警察署からのぐ犯少年の通告のあったこども、触法行為があつて警察署から通告のないこどもの相談
	触法行為等相談	触法行為で警察署から通告のあったこども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあったこどもの相談
育成	不登校相談	登校(園)していない・できないこどもや、長期欠席・怠学などのこどもの相談
	性格行動相談	反抗・緘黙・家庭内暴力など性格や行動上の問題や、いじめに関するこどもの相談
	適性相談	進学・就職の適性、学業不振などに関するこどもの相談
	しつけ相談	家庭内におけるしつけ・性教育・遊びなどに関するこどもの相談
里親	里 親 相 談	里親に関する相談
その他	そ の 他 相 談	上記のいずれにも該当しない相談

(6) 援助の内容

援助の種類		内容	
在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	一ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられるこども、保護者に対する指導を行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱えるこども、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的な指導(治療)を行う。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、こども、保護者等の意向を確認の上、当該機関にあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識技術を要する場合、こども、保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースについての指導を委託する。
		知的障害者福祉司指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に指導を委託する。
		社会福祉主事指導	
訓戒・誓約措置	こども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。なお必要に応じて誓約書を提出させる。		
児童福祉施設入所措置	家庭でのこどもの養育が困難な場合、また専門的な治療、指導等が必要な場合に、こどもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。		
指定発達支援医療機関委託			
里親委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を、登録された里親等へ養育委託する。		
小規模住居型児童養育事業委託			
児童自立生活援助の実施	里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所した中学卒業後のこども等で、未だ社会的自立ができていない場合に、就職先の開拓や、仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。		
福祉事務所送致	こどもや保護者等を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。		
家庭裁判所送致	こどもを家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合やこどもの拘束や強制的措置が必要な場合に行う。		
家庭裁判所家事審判請求	児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権停止並びに喪失宣言の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。		

(7) 横須賀市における児童虐待防止対策

横須賀市では、平成12年度から「子ども虐待防止事業」の取り組みを始め、平成14年4月に「子ども虐待予防相談センター（YCAP）」を設置しました。育児不安や育児ストレスによる親子関係の歪みからこども虐待に発展することもあるため、「子育て支援」に主眼を置き、就学前のこどもを対象に、虐待の予防・早期発見に努めるとともに、虐待の重篤化、再発の予防を目指した活動を行いました。

また、横須賀市は平成13年4月に中核市に移行し、諸施策を展開しました。この中で、市民に直結する行政は市町村に権限を付与すべきであるとの考えの下、国に対して働きかけを行いました。このような経過の中で、中核市においても児童相談所が設置できる規定を含んだ改正児童福祉法が平成16年11月に成立し、平成18年4月に児童相談所を開設しました。

(8) はぐくみかん への移転と機能強化

横須賀市は、平成20年4月にこどもに関する総合的、一体的な取り組みを進めていくための拠点として「はぐくみかん」をオープンし、児童福祉行政関係部署（こども青少年企画課、こども青少年支援課、こども健康課、保育課）を集約して、こどもに関する多様な市民ニーズに的確に対応するための体制を整えました。

横須賀市児童相談所も、この「はぐくみかん」へ移転し、職員体制の充実を図るとともに、「はぐくみかん」の中核機能の一翼を担う施設として機能強化を図りました。また、同年に一時保護所（定員25名）開設し、緊急対応への体制を整えました。

（平成18年度及び平成19年度は神奈川県との事務委託に関する協定により、県の一時保護所を使用。）

なお、「はぐくみかん」には療育相談センター（指定管理者による管理）も設置され、連携・強化が図られたところです。

(9) 社会的養護の体制整備

社会的養護とは、保護者のないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

本市の状況は、市児童相談所を開設した平成18年当初、児童養護施設「春光学園」と里親のみでした。

平成22年にファミリーホーム「われもこう」が、平成23年4月に乳児院「しらかばベビーホーム」と児童養護施設「しらかば子どもの家」、8月にファミリーホーム「クroppハウス」が整備されました。また、大舎制の春光学園も大規模修繕を行い、個室化・ユニット化が図られ、こどもの生活に即した環境に整備されました。平成26年5月には、重症心身障害児者施設「ライフゆう」が整備されました。平成30年6月には、自立援助ホーム「なんとかなり荘」が開設、令和2年5月には、ファミリーホーム「ともしび」が整備され、市内における、社会的養護の機能が拡充されました。

(10) 横須賀市児童相談所沿革

平成 18 年4月	横須賀市小川町 1 番地に開設、人事交流により神奈川県から副所長以下職員 3 名の派遣受け入れ、市から神奈川県一時保護所へ 3 名派遣、YCAP を廃止
平成 19 年4月	前年に県へ派遣した 3 名が戻り一時保護所準備担当チームを編成、新たな 3 名を神奈川県一時保護所へ派遣、虐待対応協力員と里親 対応専門員を非常勤職員として配置
平成 20 年1月	一時保護所に非常勤職員 3 名（保育士・児童指導員）を配置
平成 20 年4月	横須賀市小川町 16 番地「はぐくみかん」内に移転、一時保護所を開設、神奈川県への一時保護事務委託及び人事交流による神奈川県職員派遣が終了
平成 21 年4月	一時保護所に非常勤職員 1 名（心理）を配置
平成 22 年4月	家族支援チームを新設し、児童福祉司 1 名・児童心理司 1 名を配置
平成 25 年4月	初期対応チームとして児童福祉司 1 名・虐待対応協力員 1 名（非常勤）を配置
平成 26 年4月	部組織改正 総務係1名減員
平成 27 年4月	初期対応・家族支援・里親対応を統合して支援第3係を新設、係長1名を配置
平成 29 年4月	心理係と家族支援を統合して心理・家族支援係に再編
平成 31 年4月	心理・家族支援係を、心理係と、里親対応及び家族支援を行う里親・家族支援係に再編し、係長1名を配置
令和 2年4月	こども家庭支援センターの新設により、センター長を児童相談所長として位置づけ、また、児童相談課長及びケースワークのスーパーバイザーとして副所長を2名配置 児童福祉司、児童心理司の増員により、支援第4係、心理2係を新設
令和 4年7月	自立支援コーディネーター1名配置
令和 6年4月	一時保護所における意見表明等支援事業の開始（こども家庭支援課事業）

(11) はぐくみかんの概要

階	施設名	
5	民生局こども家庭支援センター (こども家庭支援課) 福祉こども部 (子育て支援課)	
4	療育相談センター ○療育相談・診療部門	
3	児童相談所 (民生局こども家庭支援センター 児童相談課)	
2	療育相談センター ○事務室	
1	民生局こども家庭支援センター (こども給付課)	療育相談センター ○肢体不自由児通園施設 ○知的障害児通園施設

施設規模等

《はぐくみかん全体》

構造：鉄筋コンクリート造、
 地下1階、地上5階、
 塔屋1階

敷地面積：4,226.85 m²

延床面積：8,684.37 m²

総工費：2,577百万円

(平成18・19年度 継続事業)

《児童相談所》

共用部分を含め 3,150.1 m²

愛称「はぐくみかん」の意味

子どもの健やかな成長を願い育成することや、かばい守るという意味の『育む(はぐくむ)』という言葉
 を『育み(はぐくみ)』とし、施設を意味する『館(かん)』を合成した名称で、市民公募により決定しました。

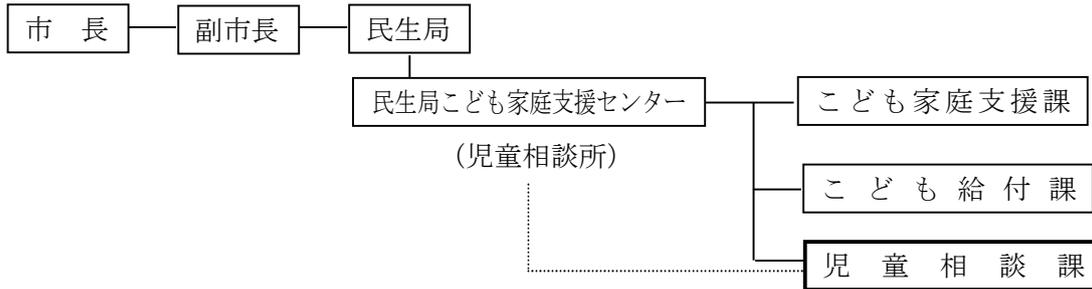


〈はぐくみかん全景〉

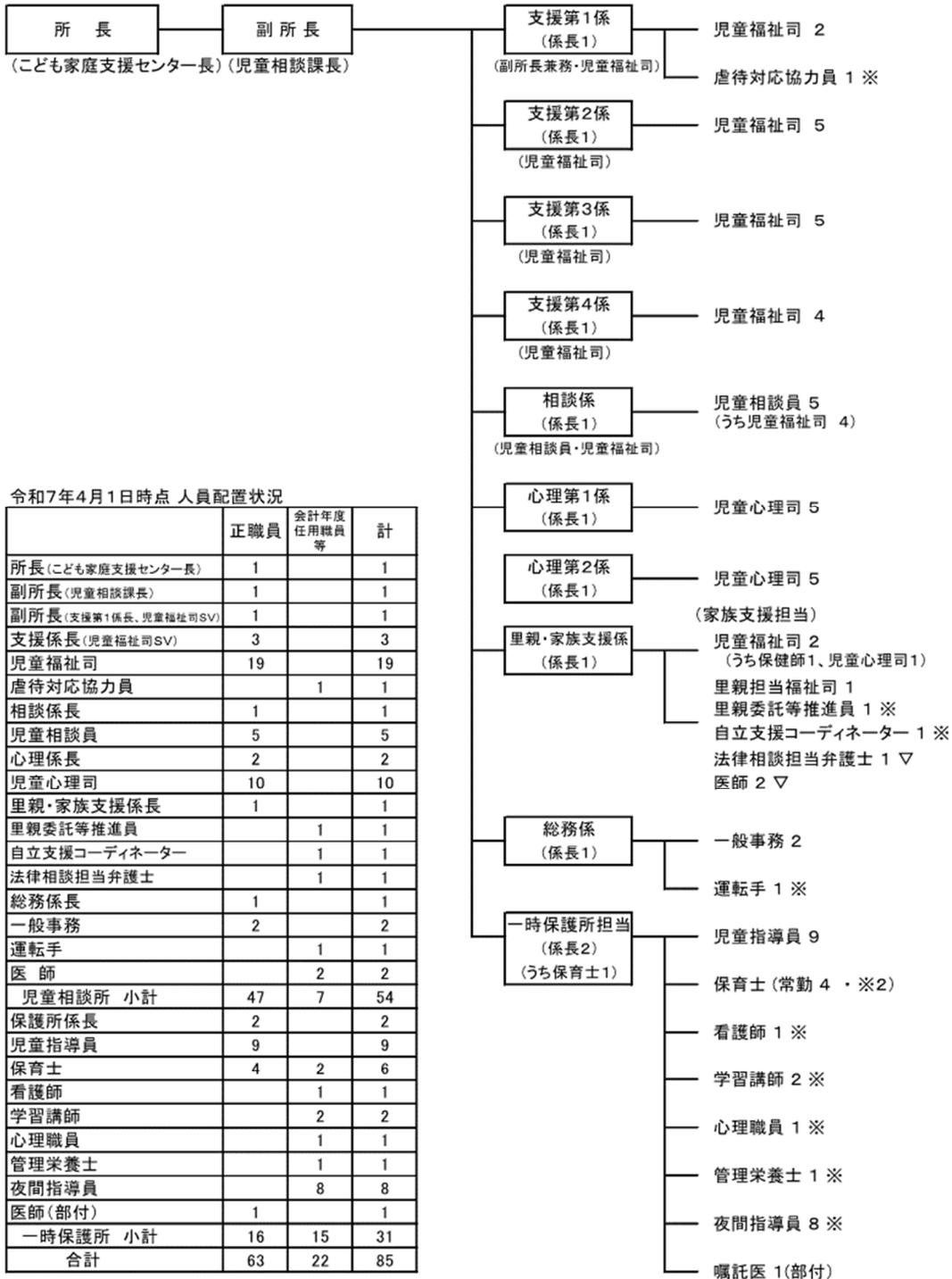


〈案内図〉

(12) 令和7年度 民生局こども家庭支援センター組織図



令和7年4月の児童相談所職員体制



令和7年4月1日時点 人員配置状況

	正職員	会計年度任用職員等	計
所長(こども家庭支援センター長)	1		1
副所長(児童相談課長)	1		1
副所長(支援第1係長、児童福祉司SV)	1		1
支援係長(児童福祉司SV)	3		3
児童福祉司	19		19
虐待対応協力員		1	1
相談係長	1		1
児童相談員	5		5
心理係長	2		2
児童心理司	10		10
里親・家族支援係長	1		1
里親委託等推進員		1	1
自立支援コーディネーター		1	1
法律相談担当弁護士		1	1
総務係長	1		1
一般事務	2		2
運転手		1	1
医師		2	2
児童相談所 小計	47	7	54
保護所係長	2		2
児童指導員	9		9
保育士	4	2	6
看護師		1	1
学習講師		2	2
心理職員		1	1
管理栄養士		1	1
夜間指導員		8	8
医師(部付)	1		1
一時保護所 小計	16	15	31
合計	63	22	85

※印は、会計年度任用職員
▽印は、非常勤職員

1 相談受付の状況

受付状況

児童相談所では、児童に関する各種相談を幅広く受け付けています。その内容により養護相談、保健相談、障害相談、非行相談及び育成相談の5つの相談に分類しています。

令和6年度は1,632件の相談を受理しました。令和5年度は1,442件でしたので、前年度と比較すると190件の増加となっています。

相談内容では、児童虐待相談899件と知的障害相談497件がほとんどを占めており、次いでその他（養護）相談69件、性格行動相談21件、適性相談27件などが主なものです。

(資料1-1)

資料1-1 相談受付状況

種 別		R4	R5	R6			
				新規	再開	計	比率(%)
養護	児童虐待	877	872	508	391	899	55.1
	その他	46	39	42	27	69	4.2
保 健		0	0	1	0	1	0.1
障 害	肢体不自由	4	2	1	2	3	0.2
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0.0
	言語発達障害	0	0	0	0	0	0.0
	重症心身障害	22	21	3	22	25	1.5
	知的障害	408	392	143	354	497	30.5
	発達障害	0	1	2	0	2	0.1
非 行	ぐ犯行為等	9	6	2	7	9	0.6
	触法行為等	15	18	7	2	9	0.6
育 成	性格行動	15	15	25	18	43	2.6
	不登校	1	4	7	4	11	0.7
	適性	43	53	10	17	27	1.7
	しつけ	3	0	9	8	17	1.0
その他		15	19	8	12	20	1.1
合 計		1,458	1,442	768	864	1,632	100.0

資料 1 - 2 児童相談 男女別受付状況

種 別		男	女	計
養護	児童虐待	443	456	899
	その他	32	37	69
保 健		1	0	1
障害	肢体不自由	1	2	3
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害	0	0	0
	重症心身障害	7	18	25
	知的障害	358	139	497
	発達障害	2	0	2
非行	ぐ犯行為等	4	5	9
	触法行為等	9	0	9
育成	性格行動	29	14	43
	不登校	5	6	11
	適性	22	5	27
	しつけ	9	8	17
その他		12	8	20
合 計		934	698	1,632
比率(%)		57.2	42.8	100.0

資料1-3 児童相談 年齢別受付状況

種別	年齢																	計		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳		17歳	18歳以上
養護	50	46	43	52	49	55	57	53	51	43	52	46	50	54	54	52	45	28	19	899
	8	4	3	6	2	1	4	4	3	4	2	4	2	1	0	4	3	7	7	69
障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	3	0	2	1	0	0	2	2	3	2	0	1	0	2	2	0	0	0	25
	0	3	0	51	27	53	28	37	21	21	24	58	29	33	51	17	26	17	1	497
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4	0	9
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	1	1	0	1	0	9
	0	0	0	1	0	4	1	3	4	2	1	2	6	4	4	3	6	2	0	43
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	0	1	3	0	2	0	11	
0	0	0	0	2	3	0	3	7	0	1	3	2	2	1	2	0	2	1	0	27
0	0	0	1	1	1	2	1	2	1	2	0	0	0	3	1	1	0	1	0	17
1	0	0	1	0	0	2	0	1	1	2	1	1	1	1	0	2	1	1	4	20
合計	59	56	47	114	82	117	95	103	93	77	88	117	95	100	122	83	90	58	36	1,632
比率(%)	475																	231	36	
	29.1																	14.2	2.2	
	573																	317	36	
	35.1																	19.4	2.2	

資料 1-4 児童相談 経路別受付状況

	都道府県・指定都市・中核市		市 町 村			児童福祉施設等			児童家庭支 援センター	認定こども 園	警 察 署	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	介 介(児童委員 を含む)仲	家 族 親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	児童 相談 所 相 談	福 祉 事 務 所	福 祉 事 務 所	保 育 所	社 施 設	社 施 設	保 育 所	社 施 設					社 施 設	保 育 所	保 育 所	保 育 所	保 育 所							
男	33	378	7	9	0	0	5	4	5	1	0	0	3	1	16	0	45	0	0	112	38	9	5	934
女	26	149	2	9	0	0	2	4	4	3	0	1	0	19	0	55	1	0	95	46	9	10	698	
計	59	527	9	18	0	0	7	8	9	4	0	4	1	35	0	100	1	0	207	84	18	15	1,632	

資料 1-5 警察からの児童通告状況

種 別	横須賀署		田 浦 署		横須賀南署		そ の 他		合 計	
	437	(28)	61	(11)	255	(22)	4	(0)	757	(61)
養 護	1	(1)							1	1
小	438	(29)	61	(11)	255	(22)	4	(0)	758	(62)
非 行	1			(0)	1				2	
	2				1				3	
					1				1	
	1	(1)	1	(1)	2	(2)	1		5	(4)
小 計	4	(1)	1	(1)	5	(2)	1	(0)	11	(4)
合 計	442	30	62	12	260	24	5	0	769	(66)

※ケースとして扱っている児童の通告を含む。() は身柄付き通告を再掲。

2 対応状況

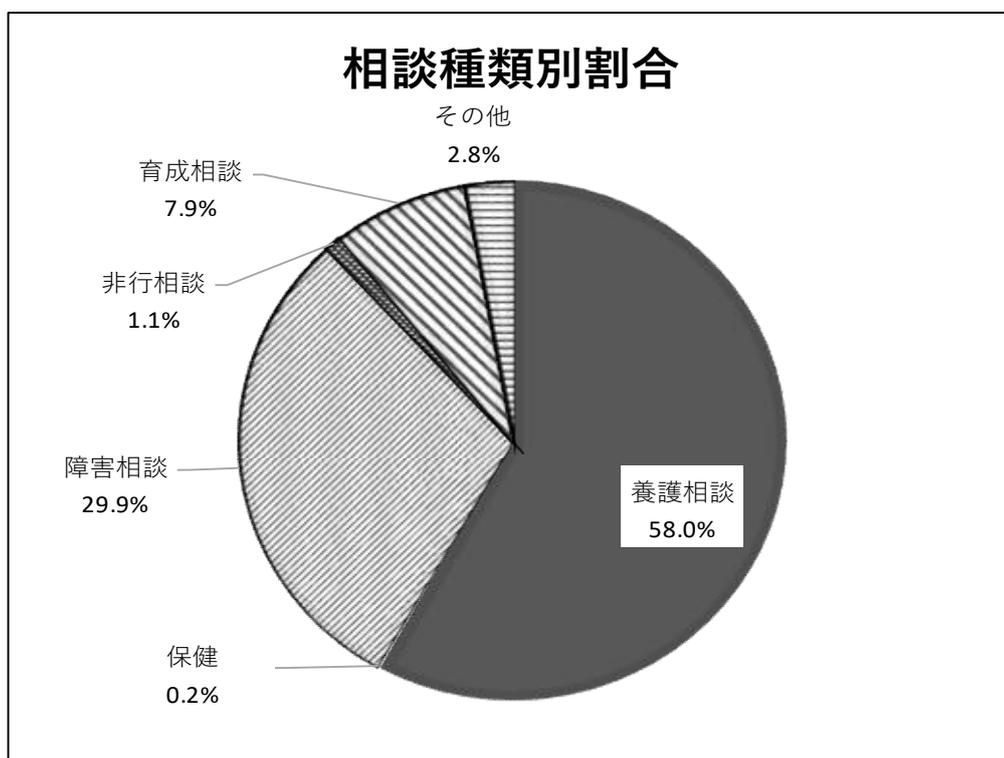
令和6年度は、1,787件のケースに対応しました。対応処理の主なものは、助言指導1,491件、継続指導230件となっています。助言指導1,491件のうち、497件が知的障害相談の療育手帳判定などで、33.3%を占めています。継続指導230件のうち、186件は児童虐待に関するもので、80.8%を占めています。面接や他の機関との調整などの回数も多く、虐待相談の深刻さ、解決の困難さが表れています。

(資料2-1)

児童福祉施設への入所状況

横須賀市が児童相談所設置市として所管する施設等は、乳児院1施設、児童養護施設2施設及びファミリーホーム3事業所、自立援助ホーム1事業所となっています。神奈川県では、従来から県と政令指定都市3市（横浜市、川崎市、相模原市）及び児童相談所設置市（横須賀市）との間で、養護系施設については毎年、定員協定会議を行い、それぞれの定員を確保する方式をとっています。本市においては、令和6年度はこの定員協定会議により児童養護施設19人、児童自立支援施設2人の枠が確保されました。

障害児系施設については、施設整備の経過から定員はなく、定員割愛により入所を継続しています。このような状況の中で施設入所の措置を採るとることは大変難しく、神奈川県内の施設にとどまらず、県外の施設にも入所受け入れをお願いする状況となっており、本人や家族に大きな負担となっています。このような現状に対し、横須賀市では、医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児者施設）整備の取り組みを進め、平成26年5月に開設しました。



資料 2-1 相談種類別対応状況

種別	対応別	処理件数(年度中)											計	比率 (%)					
		面接指導			児童福祉施設 家庭裁判所送致(再掲) 通所	入所	訓戒・誓約措置	福祉事務所送致	児童委員指導	児童福祉司指導	指定医療機関委託	里親・保護受託者委託			法第27条第1項第4号に よる家庭裁判所送致	障害福祉施設等への利用契 約	その他		
助言指導	継続指導	他機関あつせん																	
相養 談護	児童虐待	697	186	24	16	0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	940	52.6
	その他	77	15	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	5.4
障害 相談	保健	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0.2
	肢体不自由	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0.2
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	重症心身障害	24	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1.6
	知的障害	497	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	28.0
	発達障害	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.2
	ぐ犯行為等	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0.5
	触法行為等	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0.5
	育成 相談	性格行動	67	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75
不登校		14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	1.0
適性		28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	1.6
しつけ		18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	1.2
	その他	48	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	2.8
合計		1,491	230	25	16	0	20	0	16	0	20	0	0	0	0	0	1	1,787	100.0

資料 2 - 2 養護相談対応状況

種 別	家 出	死 亡	離 婚	疾 病	家 庭 環 境		そ の 他	合 計
				入 院	虐 待	そ の 他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	1	1	0	2
里親委託	0	0	0	0	0	0	0	0
面接指導	3	1	0	8	907	69	11	999
そ の 他	0	0	0	0	32	4	0	36
合 計	3	1	0	8	940	74	11	1,037

資料 2 - 3 年齢別 乳児院措置理由

年 齢	家 出	死 亡	離 婚	疾 病 入 院		家 庭 環 境						そ の 他	合 計	比 率 (%)
				親の疾病	母の出産	親の能力なし	親の受刑中	被虐待	未婚の母	母の労働	そ の 他			
4週未満													0	0.0
4週以上3か月未満													0	0.0
3か月以上6か月未満						1							1	11.1
6か月以上1年未満						0							0	0.0
1年以上1年6か月未満						1							1	11.1
1年6か月以上2年未満						1							1	11.1
2年以上2年6か月未満						2							2	22.2
そ の 他						4	1						4	44.4
合 計	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	9	

資料２－４ 年齢別 児童養護施設・ファミリーホーム措置理由

年齢	家出・失踪	死亡	離婚	疾病入院		家庭環境						その他	合計	比率	
				親の疾病	母の出産	親の能力なし	親の受刑中	被虐待	未婚の母	母の労働	その他				
0歳													0	1	1.1
1歳													0		
2歳													0		
3歳						1							1	8	8.7
4歳						1							1		
5歳						1							1		
6歳						4	1	1					6		
7歳	1					8							9		
8歳						5	1	1					7	40	43.4
9歳						8		1					9		
10歳	1					3							4		
11歳	1					5							6		
12歳	1					3		1					5		
13歳						4		1					5	17	18.5
14歳		1				6		2					9		
15歳						3							3		
16歳						9		4					13	23	25
17歳						8		2					10		
18歳						3							3	3	3.3
19歳													0		
合計	4	1	0	0	0	72	2	13	0	0	0	0	92		

資料２－５ 年齢別 児童自立支援施設措置理由

年齢	窃盗	いた性ずら	乱脅暴迫	浮家浪出	持金出品	怠学	不登校	弄放火	その他	合計	比率(%)
7歳										0	0.0
8歳										0	0.0
9歳										0	0.0
10歳										0	0.0
11歳										0	0.0
12歳			1						1	2	28.6
13歳										0	0.0
14歳		2							1	3	42.8
15歳				1						1	14.3
16歳			1							1	14.3
17歳										0	0.0
合計	0	2	2	1	0	0	0	0	2	7	100.0

※年齢は、令和6年度末現在の満年齢

資料 2-6 施設別入・退所状況

() 内の数値は4月1日措置・3月31日解除の内数

種 別	R6. 4. 1	入 所	退 所	R7. 3末
乳児院	10	3	4	9
児童養護施設	79	13 (2)	15 (3)	78
児童自立支援施設	3	4	2 (2)	7
児童心理治療施設	1	0	0	1
里 親	23	0	3	20
自立援助ホーム	1	4	1	4
ファミリーホーム	15	0	1	14
合 計	132	24 (2)	26 (5)	133

資料 2-7 障害児入所施設等への措置・契約状況

() 内の数値は4月1日措置・3月31日解除の内数

種 別		R6. 4. 1	入 所	退 所	R7. 3末
福祉型障害児 入所施設 (知的障害児)	措 置	12	1	3	10
	契 約	6	0	0	6
	計	18	1	3	16
福祉型障害児 入所施設 (自閉症児)	措 置	0	1	0	1
	契 約	0	0	0	0
	計	0	1	0	1
福祉型障害児 入所施設 (盲 児)	措 置	0	0	0	0
	契 約	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
福祉型障害児 入所施設 (肢体不自由児)	措 置	4	1 (1)	0	4
	契 約	0	0	0	0
	計	4	1 (1)	0	4
医療型障害児 入所施設 (肢体不自由児)	措 置	0	0	0	0
	契 約	0	2	0	2
	計	0	2	0	2
医療型障害児 入所施設 (重症心身障害児)	措 置	0	0	0	0
	契 約	4	0	2 (2)	4
	計	4	0	2 (2)	4
指定支援医療機関 (重症心身障害児)	措 置	0	2	0	2
	契 約	0	0	0	0
	計	0	2	0	2
合 計	措 置	16	5	3	17
	契 約	10	2	2	12
	計	26	7 (1)	5 (2)	29

資料 2 - 8 施設別退所理由

種別	家庭引取り	他施設へ変更	里親委託	就職	その他	合計
乳児院	1	3				4
児童養護施設	2	4		3	6	15
児童自立支援施設		2				2
児童心理治療施設						0
里親	2				1	3
自立援助ホーム					1	1
ファミリーホーム					1	1
合計	5	9	0	3	9	26
比率(%)	19.2	34.6	0.0	11.5	34.6	100.0

資料 2 - 9 家族支援対応状況

支援人数 (実人数)

種別	男	女	合計
乳児	0	1	1
幼児	11	6	17
小学生	14	8	22
中学生	1	1	2
高校生	1	5	6
合計	27	21	48

支援対象 (延べ人数)

区分	人数
児童本人	21
保護者・家族	58
児童相談所職員	251
施設職員など	27
合計	357

支援内容 (延べ回数)

区分	人数
アセスメント	37
プログラム	42
スタッフ支援	112
ヒアリング*	149
合計	340

※検証ヒアリング2含む

相談種別 (実人数)

区分	人数
育成 (性行)	2
非行	0
養護	3
身体的虐待	8
心理的虐待	9
ネグレクト	25
性的虐待	1
合計	48

資料 2-10 措置分科会への諮問状況

措置分科会 開催回数	5回		
構成委員	学識経験者 3、社会福祉事業従事者 1、医師 2、弁護士 2		計8名
審査内容	児童福祉法第27条第6項の規定による児童相談所に対する「意見具申」	援助方針に関する意見具申	4件
	児童福祉法第6条の4及び同法施行令第29条の規定による「里親の認定」	里親新規認定（養育里親）	3件
		専門里親認定	1件
		里親新規認定（養子縁組里親）	1件
		里親新規認定（親族里親）	0件

3 調査・診断・指導の状況

児童福祉司や児童相談員は、こどもの福祉に関するさまざまな相談に応じ、所内での面接・診断か、施設や家庭への訪問を行い、こども本人、保護者、関係者等に対し必要な支援、指導、関係調査を行います。また、児童心理司は、心理面接、心理検査、観察等によりこどもや保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法カウンセリング、助言指導等各種技法を用いて指導を行います。

調査・社会診断指導、医学・心理診断指導、継続面接の状況

調査・社会診断指導は、児童福祉司・児童相談員等のケースワーカーが面接、電話、文書照会等により行った調査・指導であり、令和6年度は19,999件となっており、令和5年度の22,227件に比し2,228件10.02%の減となりました。

医学・心理診断指導は、児童精神科の医師による診断指導及び児童心理司が行う心理検査によるもので、令和6年度は1,996件で、令和5年度の1,123件と比較し、873件77.74%の増となりました。

継続面接状況は心理司による判定面接や福祉司・相談員による面接であり、令和6年度は27,404件で、令和5年度の25,593件に比し1,811件、7.08%の増となりました。

この結果、令和6年度の指導・調査の合計件数は49,399件で、令和5年度の48,943件に比し456件0.93%の増という状況でした。(資料3-1)

医学・心理診断等状況

年度	(A+B+C) 指導調査状況	指 調 導 査 状 況 (A 診 断)	医学・心理診断指導状況				継続面接状況			
			医学 診 断 指 導	心 理 診 断 指 導	そ の 指 導 の 診 断	合 計 (B)	心 理 判 定 面 接	福 祉 司 面 接 相 談 員	そ の 指 導 の 診 断	合 計 (C)
R2	41,916	17,234	213	455	0	668	3,288	20,726	0	24,014
R3	55,467	26,397	146	1,191	0	1,337	3,375	24,358	0	27,733
R4	51,023	23,628	181	1,308	0	1,489	3,921	21,985	0	25,906
R5	48,943	22,227	171	952	0	1,123	3,544	22,049	0	25,593
R6	49,399	19,999	56	1,940	0	1,996	2,887	24,517	0	27,404

資料3-1 指導調査状況

区分	(A + B + C) 指導調査状況	比率 (%)	指導状況 (A) 断	比率 (%)	医学・心理診断指導状況	継続面接状況								
						医学診断指導	心理診断指導	その他の指導断	合計 (B)	比率 (%)	心理判定面接	福祉司面接相談員	その他の指導断	合計 (C)
養護	児童虐待	40,422	15,881	81.8	46	462	0	508	25.4	2,404	21,629	0	24,033	87.7
	その他	3,089	1,047	6.3	0	14	0	14	0.7	187	1,841	0	2,028	7.4
障害	保健	5	5	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	肢体不自由	29	12	0.1	0	0	0	0	0.0	2	15	0	17	0.1
	視聴覚障害	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	言語発達障害	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	重症心身障害	457	217	0.9	8	9	0	17	0.9	6	217	0	223	0.8
	知的障害	3,128	1,559	6.3	0	1,435	0	1,435	71.9	56	78	0	134	0.5
	発達障害	57	18	0.1	0	0	0	0	0.0	9	30	0	39	0.1
非行	く犯行為等	545	302	1.1	2	5	0	7	0.3	22	214	0	236	0.9
	触法行為等	177	108	0.4	0	0	0	0	0.0	40	29	0	69	0.2
育成	性格行動	815	381	1.7	0	1	0	1	0.1	134	299	0	433	1.6
	不登校	100	61	0.2	0	0	0	0	0.0	1	38	0	39	0.1
	適性	153	114	0.3	0	13	0	13	0.6	17	9	0	26	0.1
その他	しつけ	159	114	0.3	0	1	0	1	0.1	4	40	0	44	0.2
	その他	263	180	0.5	0	0	0	0	0.0	5	78	0	83	0.3
合計	49,399	19,999	100.0	56	1,940	0	1,996	100.0	2,887	24,517	0	27,404	100.0	

資料3-2 心理診断実施状況

種 別	児 童	保 護 者	そ の 他	合 計	比 率 (%)
知能検査	421	0	0	421	21.0
発達検査	44	0	0	44	2.2
人格検査	60	0	0	60	3.0
その他の検査	70	0	0	70	3.5
面接・観察・指導	430	655	323	1,408	70.3
合 計	1,025	655	323	2,003	100.0

資料3-3 措置児童の指導・診断状況

種 別		措置別	乳児院・児童 養護施設	障害児施設	児童自立支援 施設	指定医療機関 等	里親	合計	比率 (%)
養 護	児童虐待		6,996	1,226	389	18	680	9,309	91.0
	その他		325	10	0	0	419	754	7.4
	保健		0	0	0	0	0	0	0
障 害	肢体不自由		0	17	0	0	0	17	0.2
	視聴覚障害		0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害		0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害		0	45	0	1	0	46	0.4
	知的障害		0	0	0	0	0	0	0
	発 達 障 害		0	0	0	0	0	0	0
非 行	ぐ犯行為等		0	0	0	0	0	0	0
	触法行為等		38	0	69	0	0	107	1.0
育 成	性格行動		0	0	0	0	0	0	0
	不登校		0	0	0	0	0	0	0
	適性		0	0	0	0	0	0	0
	しつけ		0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0
合 計			7,359	1,298	458	19	1,099	10,233	100.0

資料3-4 措置停止・措置後指導状況

種 別	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	43	9,159
指定医療機関等	0	19
里 親	1	1,107
合 計	44	10,285

資料 3-5 継続指導・児童福祉司指導最終状況

種別	回数											合計			
	4～6回	7～9回	10～14回	15～19回	20～29回	30～39回	40～49回	50～59回	60～69回	70～79回	80～89回		90～99回	100回以上	
養護	児童虐待	43	12	17	15	9	9	14	4	13	8	4	2	36	186
	その他	1	0	0	3	0	1	1	0	2	0	4	0	0	12
障害	保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	2	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	8
	知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	ぐ犯行為等	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	5
	触法行為等	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	性格行動	2	2	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	8
育成	不登校	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	適性	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	53	16	18	22	14	11	16	5	16	8	8	3	38	228	

資料 3 - 6 療育手帳判定実施状況

	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	計
新規	7	7	23	141	7	185
再判定	44	61	57	175	7	344
計	51	68	80	316	14	529

資料 3 - 7 判定証明等証明書発行状況

区 分		件 数
判定証明書	特別児童扶養手当認定診断書作成のため	47
	障害基礎年金手続きのため	6
	障害区分認定のため	3
	手当、税控除、公共料金割引のため	31
	医療費助成、私立幼稚園特別支援教育費補助のため	0
	その他	8
	小計	95
心理意見書		18
特別児童扶養手当に係る判定意見書		69
転居に係る照会回答		36
更相判定に係る資料提供		6
就学支援相談に係る意見書		3
よみかえ判定に係る照会回答		159
就労にかかる照会回答		3
その他照会回答		46
合 計		435

資料 3 - 8 認定に関するもの

区 分	件 数
施設重度認定	5
心理療法を必要とする障害児等の意見書	2
行動障害支援事業	0
合 計	7

4 一時保護の状況

横須賀市児童相談所は平成 18 年度に開設しましたが、当初独自の一時保護所を設置していなかったため、平成 18 年度及び平成 19 年度は神奈川県との事務委託に関する協定により、県の一時保護所を使用していました。

同期間で準備を行い、平成 20 年度、一時保護所（定員 25 名）を開設し、運営を開始しています。

資料 4 - 1 一時保護・保護委託実績

月別	一時保護所		県 一時保護所		乳児院		児童養護施設 その他		計		当月人数内訳		
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	前月 継続	新規	解除
4月	32	562	0	0	6	80	5	45	43	687	28	15	22
5月	38	609	0	0	4	95	8	30	50	734	23	29	25
6月	33	541	0	0	5	57	8	78	46	676	27	21	29
7月	35	629	0	0	1	3	3	6	39	638	19	22	19
8月	29	610	0	0	0	0	2	39	31	649	22	11	11
9月	40	645	0	0	0	0	11	71	51	716	22	31	30
10月	39	564	0	0	2	47	7	61	48	672	24	27	25
11月	32	566	0	0	4	36	5	22	41	624	26	18	22
12月	29	518	0	0	2	32	7	62	38	612	22	19	20
1月	33	494	0	0	1	6	3	64	37	564	21	19	14
2月	36	582	0	0	2	34	5	98	43	714	26	20	23
3月	38	621	0	0	5	96	18	153	61	870	23	41	35
計	414	6,941	0	0	32	486	82	729	528	8,156	-	273	275
											実数	301	

資料４－２ 一時保護・保護委託利用状況

種 別		R4	R5	R6
相談受付件数 (A)		1,458	1,442	1,632
一時保護児童数 (B)		253	244	301
市一時保護所利用児童数 (C)		183	185	214
県一時保護所利用児童数		0	0	0
委託保護児童数		70	59	87
内 訳	児童福祉施設	0	0	0
	乳児院	20	16	19
	児童養護施設	29	15	21
	里親	6	14	8
	医療機関	7	7	18
	その他	8	7	21
一時保護率(%) (B/A)		17.4	16.9	18.4
市一時保護所利用率(%) (C/B)		72.3	75.8	71.1

資料４－３ 相談内容別 一時保護・保護委託状況

種 別		県		乳児院	児童養護施設 そ の 他	計
		一時保護所	一時保護所			
養 護	人 数	198	0	17	60	275
	日 数	6,227	0	484	551	7,262
	平均日数	31.4	0	28.5	9.2	26.4
非 行	人 数	12	0	0	4	16
	日 数	459	0	0	112	571
	平均日数	38.3	0	0	28	35.7
育 成	人 数	3	0	0	2	5
	日 数	22	0	0	32	54
	平均日数	7.3	0	0	16	10.8
その他	人 数	1	0	2	2	5
	日 数	233	0	2	34	269
	平均日数	233	0	1	17	53.8
合 計	人 数	214	0	19	68	301
	日 数	6,941	0	486	729	8,156
	平均日数	32.4	0	25.6	10.7	27.1

資料４－４ 日数別 一時保護状況

日 数	R4	R5	R6					合 計
			養 護	非 行	育 成	障 害	その他	
1～2日	32	50	72	3	2	0	1	78
3～7日	77	71	62	5	0	0	0	67
8～15日	24	23	42	0	2	1	0	45
16～30日	12	18	23	1	1	0	1	26
31～45日	20	14	16	1	0	0	0	17
46～60日	11	8	12	0	0	0	0	12
61～100日	17	11	11	3	0	0	0	14
101日以上	30	21	14	1	0	0	1	16
次年度繰越	28	28	23	2	0	0	1	26
合 計	251	244	275	16	5	1	4	301
最長日数			303	123	30	12	233	

資料４－５ 学齢別 一時保護状況

区 分	R4	R5	R6					合 計	比率(%)
			養 護	非 行	育 成	その他			
乳 幼 児	82	61	62	0	0	5	67	22.2	
小 学 生	92	90	98	0	0	0	98	32.6	
中 学 生	52	59	65	5	4	0	74	24.6	
中 学 卒	27	34	50	11	1	0	62	20.6	
合 計	253	244	275	16	5	5	301	100.0	

資料4-6 年齢別 一時保護状況

年齢	男子	女子	合計
0歳	5	9	14
1歳	7	4	11
2歳	3	1	4
3歳	4	3	7
4歳	5	3	8
5歳	5	4	9
6歳	9	5	14
7歳	8	6	14
8歳	10	2	12
9歳	10	4	14
10歳	9	6	15
11歳	12	5	17
12歳	11	15	26
13歳	7	13	20
14歳	10	19	29
15歳	8	17	25
16歳	6	30	36
17歳	2	19	21
18歳	2	3	5
計	133	168	301

資料4-7 一時保護解除状況

種別	養護	非行	育成	その他	合計
施設入所	33	1	0	1	35
里親委託	0	0	0	0	0
家庭引取り	153	8	4	1	166
施設復帰	0	0	0	0	0
他児相移管	3	0	0	0	3
家庭裁判所送致	0	0	0	0	0
その他	63	5	1	2	71
次年度繰越	23	2	0	1	26
合計	275	16	5	5	301

5 虐待相談の状況

こどもの虐待は、身体的虐待、ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）、心理的虐待及び性的虐待の4種類に分類されます。親や養育者が身体的、心理的、性的に危害を加えたり、適切な養育・保護が得られない状況が続くと、こどもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えます。児童相談所では、虐待の予防と早期発見、早期対応が重要な責務であると認識しています。

資料5-1 虐待内容別 相談状況

区分	件数	比率(%)
身体的虐待	172	19.1
ネグレクト	207	23.1
心理的虐待	508	56.5
性的虐待	12	1.3
計	899	100.0
うちDVによる 心理的虐待	304	

資料5-3 別 相談状況

区 分	件 数	比率 (%)	
家族 (虐待者 本人)	父親	1	0.1
	母親	6	0.6
	その他	0	0.0
家 族 (虐待者 以外)	父親	17	1.9
	母親	25	2.8
	その他	3	0.3
親戚	31	3.4	
近隣知人	70	7.8	
子ども本人	13	1.4	
福祉事務所	6	0.6	
児童委員	0	0.0	
保健機関	市町村	0	0.0
	県	13	1.4
医療機関	23	2.6	
児童福祉 施設等	保育所	18	2.0
	その他	2	0.2
警察署	497	55.3	
学校等 (教育 機関)	幼稚園	12	1.4
	その他	86	9.6
その他	子育て支援 センター等	18	2.0
	他児相	45	5.1
	民間団体	0	0.0
	青少年相談 センター	0	0.0
	その他	13	1.5
計	899	100.0	

資料5-2 年齢別 虐待相談状況 ※()は胎児再掲

年 齢	件 数	比率(%)	
乳 児	0歳児	50(11)*	5.6
幼 児	1歳児	46	5.1
	2歳児	43	4.8
	3歳児	52	5.8
	4歳児	49	5.5
	5歳児	55	6.1
	*6歳児	29	3.2
	小 計	274	30.5
小 学 生	299	33.3	
中 学 生	160	17.8	
高 校 生	111	12.3	
そ の 他	5	0.5	
計	899(11)	100.0	

* 6歳児であっても小学生の場合は含まない

資料5-4 主たる虐待者

実父(A)	実父以外の父	実母(B)	実母以外の母	その他(*)	計	(再掲) 実父母 (A+B)
404	46	424	2	23	899	828

資料5-5 家族構成別 虐待相談状況

実父母	父子	母子	実父	実母	その他(*2)	計
			実母以外の母(*1)	実父以外の父(*1)		
680	7	148	2	57	5	899

*1 実母以外の母(または父):養継母(父)、保護者と認められる内妻(内夫)

*2 その他:親族(祖父母等)と同居している場合、複数世帯が同居している場合

資料5-6 主な虐待の背景

区分		件数	
保 護 者	精神病		7
	精神病以外の精神疾患		6
	精神疾患の疑い		15
	知的障害		3
	未熟	未成年	2
		その他	26
	依存症	アルコール	0
		薬物等	0
		被虐待歴	2
		暴力的性格	2
対人葛藤	パートナー	DV	24
		DV以外	1
	親子間	育児不安	25
		一方的しつけ	41
		その他	45
親族間		10	
家庭	経済的困窮		0
	社会的孤立		0
合計		209	
原因不明		0	

* ケース処理の最初の処理時点で計上した件数

資料５－７ 児童福祉法及び虐待防止法等法的対応状況

児童福祉法第28条第1項	申立件数		2	
	承認件数		1	
児童福祉法第28条第2項	申立件数		3	
	承認件数		3	
民法第834条の2 (親権停止)	申立件数		0	
	承認件数		0	
民法第840条 (未成年後見人の選任)	申立件数		0	
	承認件数		0	
児童福祉法第29条 虐待防止法第9条	立入調査	指示書発行のみ	0	
		調査実施	0	
警察への援助依頼	虐待防止法 第10条	立入調査に伴う援助	依頼のみ	0
			実働	0
		その他(安全確認・ 一時保護)	依頼のみ	0
			実働	0
	その他の援助	(強引な取引 ・同席面接等)	依頼のみ	0
			実働	0

資料５－８ 児童相談所開設時からの年度別虐待相談件数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	292	342	304	274	290	386	475	487	616	572

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	635	611	719	762	636	790	877	872	899

資料5-9 「横須賀市子育てホットライン」※相談受付件数

着信件数		総数	うち児童相談所関係	児相の比率
			3,192	459
時間帯	9時～12時	368	22	7.4%
	12時～17時	687	56	
	17時～21時	864	199	23.0%
	21時～24時	468	76	14.3%
	0時～5時	393	65	
	5時～9時	412	41	
経路	家族・親族	1,640	158	
	近隣・知人	36	27	
	学校	15	15	
	警察	131	117	
	医療	5	17	
	施設	45	35	
	その他	1,320	90	
年齢	0歳	83	7	
	1～3歳	157	11	
	4歳～就学前	151	17	
	小学生	519	45	
	中学生	443	31	
	高校生	252	73	
	その他	1,587	275	

※児童相談所に関わる休日、夜間の相談を横須賀市子育てホットラインで受け、児童相談所が対応する。24時間・365日体制の電話相談。(所管課:こども家庭支援課)

6 里親制度

里親制度は、さまざまな事情により家庭で生活できなくなったこどもに、信頼と愛情に満ちた家庭を保証する制度で、里親の種類は次のとおりに分類されます。

養育里親	保護者のいないこども又は保護者に監護されることが不適切であると認められる子どもを養育する里親として認定を受けた者
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とする、こどもを養育する里親として認定を受けた者
親族里親	扶養義務のある親族であり、両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明などのため、これらの者による養育が期待できないこどもを養育する里親として認定を受けた者
養子縁組里親	将来的に養子縁組を目的として養育する里親として認定を受けた者

資料6-1 里親登録・委託児童状況（令和7年3月31日現在）

区 分		里親の状況	
養育里親	里親の状況 (組数)	登録里親	44
		委託数	20
		未委託数	24
	委託児童の 状 況 (人数)	市児相委託数	17
		市外児相委託数	2
		委託数計	19
専門里親 (再掲)	里親の状況 (組数)	登録里親	2
		委託数	0
		未委託数	2
	委託児童の 状 況 (人数)	市児相委託数	0
		市外児相委託数	0
		委託数計	0
親族里親 (再掲)	里親の状況 (組数)	認定数	2
	委託児童の 状 況 (人数)	市児相委託数	3
		市外児相委託数	0
		委託数計	3
養子縁組里親 (再掲)	里親の状況 (組数)	認定数	6
		登録数	6
		未委託数	6
	委託児童の 状 況 (人数)	市児相委託数	0
		市外児相委託数	0
		委託数計	0

資料6-2 里親委託・解除状況

新規委託、児童措置 変更委託、児童数	児童福祉施設から		0
	家庭から		0
	その他		0
	合 計		0
措置解除、措置変更（里親委託解除） 児童数	措置解除	家庭・親族引取り	2
		養子縁組	0
		満18歳到達	0
		就職	0
		その他	2
		小 計	4
	措置変更	児童福祉施設へ	0
		他の里親へ	0
		その他	0
		小 計	0
	合 計		4

資料6-3 里親による緊急一時保護委託状況

区 分	児童数	日数
養育者病気	2	11
出 産	0	0
養育者の休養	0	0
養育困難	0	0
虐 待	6	16
そ の 他	0	0
合 計	8	27

資料6-4 3日里親実施状況

児童数	6
里親数	5
延べ日数	59

資料6-5 里親相談活動状況

相談員数	2人
養育相談	19
助言指導	8
里親開拓・委託促進	3
里親制度の啓発活動	3
里親会の育成活動	4
児童相談所への協力	20
関係機関との協力	2
研修会への出席	19
その他	0
合計	78

資料6-6 レスパイト利用状況

里親数	7
延べ日数	27

資料6-7 里親研修会

開催日	テーマ	講師	会場	参加者
11月2日	社会的養護を取り巻く社会情勢と制度改正 養育上の課題への対応	関東学院大学 社会学部現代社会学科 澁谷 昌史	横須賀市立 総合福祉会館	28

資料6-8 里親講座の開催

開催日	内容	会場	参加者
6月26日	里親制度・里親活動の紹介・里親体験談	はぐくみかん	4

資料6-9 週末等家庭短期滞在事業（ボランティアファミリー）

認定組数	9
児童数	4
滞在家庭数（養育家庭登録者）	4
延べ日数	8

7 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもに対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立することで、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。

資料7-1 ファミリーホーム設置・委託児童状況（令和7年3月31日現在）

ファミリーホームの状況	設置数	3
	委託数	3
	未委託数	0
委託児童の状況	市児相委託児童数	14
	市外児相委託児童数	0
	委託数計	14

資料7-2 ファミリーホーム委託・解除状況

新規、措置変更 委託児童	児童福祉施設から	0	
	家庭から	0	
	その他	0	
	合計	0	
（F措置解除、 H委託解除、 解除措置 児童変更 児童数）	措置解除	家庭・親族引き取り	0
		養子縁組	0
		満18歳到達	0
		就職	0
		その他	1
		小計	1
	措置変更	児童福祉施設へ	0
		他の里親へ	0
		その他	0
		小計	0
	合計		1

資料7-3 ファミリーホーム緊急一時保護委託状況

委託児童数	0
委託日数	0

8 特別養子縁組の推進

妊娠SOSカードの配布（市内3,450枚）などにより、制度の普及や啓発を行うとともに、民間事業者と連携しながら特別養子縁組の成立を図りました。令和6年度は、特別養子縁組の成立はありませんでした。

資料8-1 特別養子縁組成立状況

特別養子縁組の成立	0件
特別養子縁組成立に向けた同居開始	0件

資料8-2 妊娠SOSカードの配布

庁内関係機関	18施設40か所	1,381枚
その他配布	64施設76カ所	2,069枚
計		3,450枚

9 社会的養護自立支援事業

就労支援については、地域の架け橋横須賀ステーションにより実施してきましたが、「自立支援コーディネーター」を配置し、児童養護施設等に措置している高校生年齢から措置解除された22歳までの者のうち、自立のための支援が継続して必要な者に対し、支援を行いました。

資料9-1 就労等支援事業

「地域の架け橋横須賀ステーション」※

職の里親	33
協力不動産店	25

※社会的養護が必要な児童が施設退所後等に安定した生活ができるよう、市内の事業者、児童養護施設、児童相談所が協力し、就労や住まい探いを支援する事業です。

資料9-2 自立支援コーディネーターによる継続支援

【継続支援計画の作成状況】

継続支援計画の作成	1人
-----------	----

【会議等開催状況】

社会的養護自立支援連絡会	2回
--------------	----

【相談支援 延件数】

電話	422
来所	43
訪問	78
会議等	4
その他	52
計	599

資料9-3 自立支援に必要な補助金交付状況

児童自立生活援助・大学等在学者支援事業費補助金	0件
-------------------------	----

10 電話相談

児童相談所には日々多くの電話や来所者による相談の希望があります。その中には1～2回の対応で相談者の主訴が解消したものや、匿名希望や虐待通告により通報を受けた中でも児童や世帯が特定できないケースなど、会議提出に至らなかった相談もあり、そのようなケースを電話相談として記録、集計しています。

資料10 電話相談件数

種 別		年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
養護	養 護	148	239	164	220	107
	(虐待再掲)	(83)	(160)	(118)	(149)	(75)
保 健		6	4	2	0	3
障 害	肢体不自由	0	0	0	3	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0
	言語発達障害	0	0	0	0	0
	重症心身障害	3	2	2	1	0
	知的障害	11	11	11	6	3
	発達障害	5	5	2	3	1
非 行	ぐ 犯	3	9	3	5	3
	触 法	0	2	1	1	1
育 成	性格行動	53	73	76	56	29
	不登校	15	21	28	14	5
	適 性	3	3	7	5	1
	しつけ	26	15	19	20	4
そ の 他		42	52	39	71	35
合 計		315	436	354	405	192

※児童相談所で受けた電話や、来所相談等の中で1～2回の対応で相談者の主訴が解消したものや、匿名希望や虐待通告により、通報を受けても児童や世帯が特定できないケースなどを電話相談として集計しています。

年度 性別	R5	R6	増△減
男	181	91	△ 90
女	206	85	△ 121
不明	18	16	△ 2
合 計	405	192	△ 213

年度 年齢	R5	R6	増△減
乳幼児	117	41	△ 76
小学生	124	64	△ 60
中学生	71	47	△ 24
その他	93	40	△ 53
合 計	405	192	△ 213

年度 相談者	R5	R6	増△減
児童本人	9	8	△ 1
家 族	136	29	△ 107
親 族	25	7	△ 18
近 隣	31	18	△ 13
関係機関等	204	130	△ 74
合 計	405	192	△ 213

11 その他の事業

資料 11 メンタル・フレンド派遣事業

うまく人間関係が作れず、閉じこもりがちのこどもの家庭等に、福祉を学ぶ大学生等を派遣する事業です。同年代ではない、しかし親よりも身近な兄・姉のような存在と遊んだり、活動することで、こどもに新たなコミュニケーションの機会を作ります。

【登録状況】

	短大・大学 ・大学院生	専門学校生	社会人	合計
男子	5	0	0	5
女子	1	0	1	2
合計	6	0	1	7

【活動状況】

		育成（不登校）		育成（性格行動）		養 護		その他		合計	
		児童数	回数	児童数	回数	児童数	回数	児童数	回数	児童数	回数
小学生	男子									0	0
	女子					1	6			1	6
中学生	男子	1	12			1	8			2	20
	女子									0	0
高校生	男子	1	6							1	6
	女子									0	0
合計	男子	2	18	0	0	1	8	0	0	3	26
	女子	0	0	0	0	1	6	0	0	1	6
総 計										4	32

【研修等開催状況】メンタル・フレンド定例研修

開催日	研修名	参加者
8月26日	定例研修『心と身体が緊張する』	4
1月14日	登録前研修	1
1月22日	登録前研修	1
2月27日	定例研修『先輩からの話を聴いてみる』	5
2月27日	登録前研修	1

【児童心理司による指導回数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	0	1	1	1	1	2	2	2	3	3	2	2	20

資料 12 在宅重症心身障害児療育指導事業

【訪問指導状況】

区 分	実施回数	訪問実数 (人)	訪問延数 (人)
訪問医療指導	3	4	4
訪問療育相談	10	5	10

【心身障害児人口（児童相談所把握状況）】(令和7年3月31日現在)

区 分	6歳未満	6歳以上	15歳以上	計
		15歳未満		
知的障害児	188	779	324	1,291
比 率 (%)	14.6	60.3	25.1	100.0
肢体不自由児	1	10	8	19
比 率 (%)	5.3	52.6	42.1	100.0
重症心身障害児	9	28	112	149
比 率 (%)	6.0	18.8	75.2	100.0
合 計	198	817	444	1,459
比 率 (%)	13.6	56.0	30.4	100.0

※重症心身障害児の15歳以上には、18歳以上を含む。

資料 13 児童養護施設学習支援事業

【講師派遣状況】

学習講師数	15
派遣時間数	延1,835.75

※市内2施設に入所している児童の家庭学習の習慣づけ等を目的に、小・中学生の入所児童を対象に学習講師を派遣する事業です。

資料 14 その他専門職員の対応

【弁護士による法律相談】

開催回数	51
事例件数	135

【精神科医によるカウンセリング】

開催回数	25
事例件数	48

【専門委員※による助言・指導】

開催回数	24
事例件数	34

※学識経験者・実務経験者をスーパーバイザーとして委嘱。

資料 15 横須賀市子ども家庭地域対策ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)

【会議開催状況】

会議名	開催状況	うち児童相談所 出席回数
全体会議	関係機関のうちから選任された者及び弁護士で構成し、ネットワーク会議が円滑に機能するよう、環境整備のための協議を行った。 年1回開催	1
実務担当者 連絡会議	母子保健活動の拠点である市内4健康福祉センターの管轄する地区ごとに、地域の関係機関の実務担当者のうち、それぞれの長が指名する者をもって構成する。 支援対象児童等の支援に係る情報交換や関係機関の役割や機能の明確化、課題等の協議を行った。 4地区年1回ずつ開催	4
実務担当者連絡会議 分科会	支援教育課、健康福祉センター、児童相談所、子ども家庭支援課で個別ケースの支援に係る進行管理を行った。 4地区のうち中央地区を2分割し、隔月ごとに計30回開催	30
サポートチーム会議	個別ケース担当者により随時開催し、支援対象児童等に関する具体的な支援内容を検討した。 266回開催（参考：R6 189回、R5 189回、R4 232回、R3 193回、R2 162回）	266

資料 16 研修

【児童福祉司任用後研修】

参加者のうち（ ）は児童福祉司人数を再掲

開催日	研修名	講師	参加者
7月4日	行政権限の行使と司法手続①②	横須賀市児童相談所 嘱託弁護士 飛弾野 理 氏	7名 (5名)
7月26日	児童相談所における方針決定の過程	横須賀市児童相談所 副所長 綿引 智子 氏	7名 (5名)
8月23日	関係機関との連携・協働と在宅支援①	横須賀市子ども家庭支援課 要対協事務局	8名 (6名)
9月2日	非行対応①②	横浜少年鑑別所 法務技官 鍛冶 龍男 氏	30名 (5名)
9月18日	社会的養護における自立支援①	白百合女子大学 人間総合学部発達心理学科 講師 御園生 直美 氏	17名 (5名)
10月4日	子ども家庭支援のための ケースマネジメント①②	関東学院大学 社会学部 澁谷 昌史 教授	23名 (5名)
10月25日	子ども家庭支援のための ケースマネジメント③④	目黒区子ども家庭支援センター 土橋 俊彦 氏	22名 (4名)
11月13日	関係機関との連携・協働と在宅支援②	子ども健康課 課長 小林 幸恵 氏	14名 (5名)
11月20日	子ども虐待対応③④	あおきメンタルクリニック 代表 青木 豊 先生	30名 (5名)
12月13日	関係機関との連携・協働と在宅支援③	横須賀市障害福祉課 計画係長 窪 健介 氏	14名 (5名)
12月9日	子どもの面接・家族面接に関する技術	横須賀市児童相談所 支援係	8名 (5名)
1月24日	子どもの虐待対応①②	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄 氏	38名 (5名)
2月13日	社会的養護における自立支援②③	子どもの虹情報研修センター 増沢 高 氏	12名 (5名)

※ 研修参加者数は、（ ）内に義務対象の児童福祉司数を記しています。

【神奈川県主催研修への参加】

開催日	研修名	会場	参加者
4月15日 他6日	令和6年度児童相談所新任職員研修 (兼 児童福祉司任用前講習会)	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	9名
6月12日	児童相談所親子支援チーム新任研修	ZOOM配信	2名
7月8日	性的虐待対応ガイドライン研修	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	3名
8月8日	児童相談所実務研修 「ソリューションフォーカスアプローチ」	神奈川県総合療育センター 3階研修室	4名
8月9日 他3日	サイズ・オブ・セーフティ・ アプローチ研修	鎌倉三浦児童相談所	4名
8月21日	親子支援チーム実務者研修	あおきメンタルクリニック	1名
8月28日	親子支援チームステップアップ研修	神奈川県総合療育センター 3階研修室	1名
9月2日	児童相談所実務研修 「初期被害調査面接の手法を学ぶ」	神奈川県中央児童相談所	3名
9月14日	トラウマを持つ子どもの行動の理解	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	2名
9月25日	親子支援チーム等新任者実務研修	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	2名
9月30日	外国につながる子ども・家族の理解	ZOOM配信	1名
10月7日	児童相談所職員2年目研修	神奈川県総合療育センター 3階会議室	5名
10月11日	親子支援チームラップアラウンド研修	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	2名
10月30日	親子支援チームフォローアップ研修	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	2名
11月8日	被害事実確認面接者フォローアップ研修	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	2名
12月6日	児童相談所スーパーバイザー研修	神奈川県立総合療育センター 3階研修室	1名
12月18日	親子支援チームチーム スーパーバイズ研修	中央児童相談所	1名



横須賀市児童相談所

〒238-8525 横須賀市小川町 16 番地
Tel 046-820-2323 / Fax 046-826-4301